

# 令和3年度

# 子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



## 子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

### 支給対象者

下記の①,②の両方を満たす方

- ①令和3年9月30日（基準日）時点で、平成15年4月2日から基準日までに生まれた児童を養育する父母等、または、基準日の翌日から令和4年3月31日までに出生した児童を養育する父母等。
- ②主たる生計維持者（父母等のうち所得の高い方）の所得が児童手当の所得制限限度額内の方。

### 支給額

# 児童1人につき 10万円

### 申請不要で給付金を受け取れる方

- ・洲本市から令和3年9月分（令和3年10月15日支払分）の児童手当の支給を受けた方。（0歳から15歳）
- ・高校生等（15歳から18歳）を養育している方のうち、きょうだい児童手当を受給している方。
- ・令和3年9月に出生した児童を養育し、洲本市に児童手当の申請を行った方。

### 申請が必要な方

次に記載する方は**申請が原則必要**です。

- ・令和3年9月30日時点で**高校生等**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）を養育している方のうち、令和3年9月分の児童手当を受け取っていない方。
- ・令和3年10月から令和4年3月末までに出生した児童手当支給対象児童（**新生児**）を養育している父母等。
- ・所属庁から児童手当を受給している**公務員**。

## 申請方法・支給方法等

- ・申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに洲本市の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ・提出された申請内容を確認して、審査結果を通知します。給付金の支給要件に該当する方には、申請書に記載した口座や別途届出済みの口座に振り込みます。
- ・申請期限：**令和4年3月31日（木）**  
※令和4年3月に出産予定で、令和4年4月分の児童手当の認定（額改定）請求をされる方は、別途お問い合わせください。

### Q. 引越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

- A. 基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に、住所地市町村（特別区含む）から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給をした引越前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

### Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

- A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、洲本市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯への臨時特別給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

## お問い合わせは



### 洲本市役所 健康福祉部子ども子育て課

**0799-22-1333**

受付時間:8:30~17:15 (平日のみ)  
※12/29~1/3休み

### 内閣府コールセンター

**0120-526-145**

受付時間: 9:00~20:00(土日祝を含む)  
※12/29~1/3休み

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに洲本市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに洲本市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。